

生徒心得

1 欠席・遅刻・早退について

- (1) 朝読書が始まる5分前の 8:25 までには教室に入室する。
- (2) 放課後は特別な用事がない者は 16:30 までに下校する。
- (3) 遅刻や欠席をする場合は、事前に保護者等から学校へ連絡をする。(Tel0157-47-2576 8:15以降)
- (4) 遅刻した場合(8:30 以降)は、職員室で「入室願」に記入し教室に入室する。生徒玄関が施錠されている場合は職員玄関から入る。また、トイレ等で授業に遅れる場合も「入室願」に記入し教室に入室する。
- (5) 早退する場合は、事前に保護者等から学級担任へ連絡をし「早退届」に記入して早退する。
- (6) 授業開始のチャイムが鳴る前に、移動と準備を完了させる。

2 礼儀・挨拶について

- (1) 大きな声でハキハキと挨拶する。
- (2) 先生方や来客に対して正しい言葉遣いで接する。
- (3) 職員室や準備室などの入室の際には、マナーを守り入室する。(「職員室入退出マナー」に従うこと)
- (4) 廊下で座り込んだり、騒いだり、大きな音を出したりするなど、周囲への迷惑にならないようにする。

3 頭髪について(いつでも進路面接に行くことができる頭髪であることを原則とする)

- (1) 染色・脱色・パーマ・エクステンション等の加工をしない。
- (2) ドライヤーやアイロンなどによる色落ちについては、担任に報告・相談する。
- (3) 男子の前髪は目に掛からない。襟足はワイシャツに掛からない。横は耳に掛からないとする。
女子の前髪は目に掛からない。掛かる場合はピン(色は黒、紺、茶)で留めること。
- (4) 極端な刈り上げなど奇抜な髪型にしない。女子のシニョンは後頭部の一カ所は認める。
- (5) ワックス・スプレーなどの整髪料の使用はしない。
- (6) 極端な眉毛の加工をしないこと。また、ひげは伸ばさない。

4 服装について(いつでも進路面接に行くことができる服装であることを原則とする)

- (1) 制服は本校指定のものを正しく着用し、変形・加工はしない。
- (2) 正装期間中は登下校を含め、必ずブレザー・ネクタイを着用する。ただし、授業中にブレザーを脱ぐ場合は教科担任に申し出、終わりの号令時にはブレザーを着用する。
- (3) 夏季略装期間中は登下校を含め、ネクタイ・ブレザーは着用しなくても良い。
- (4) 冬期間の登下校時は、指定のブレザーの上に、防寒用のコートやジャンパーを着用すること。ただし、ブレザーの中にフード付きのパーカー等を着用しない。
- (5) 女子のスカートは購入時採寸した状態をそのまま維持する。(スカートの裾は膝の中心)
- (6) 女子の靴下・タイツは華美なものを着用しない。
- (7) ブレザーなどを忘れた場合は、「異装届」を提出する。
- (8) 休日等に登校する際は制服とする。部活動の場合は指定ジャージまたは部活動ジャージでも可とする。

5 装飾品について

- (1) ピアス・イヤリング・ネックレス・ブレスレットなどは着用しない。
- (2) 化粧・マニキュアはしない。
- (3) 上靴の靴紐の付け替えやいたずら書きをしない。

6 携帯電話・その他情報端末について

- (1) 登校したら必ず携帯電話の電源を切り、鞆にしまう。
- (2) 携帯電話やその他の情報端末機器は、休み時間、昼休みには使用しない。使用できるのは放課後とし、使用場所は生徒ホールとする。
- (3) 授業での使用については、担当教員の指示を守り、指示があるまでは机の中にしまっておく。
- (4) プライバシーの侵害、個人が特定できるような書き込み、誹謗中傷をしない。
- (5) 公共の場で使用する場合は、音量などに留意し周りの迷惑にならないようにする。

7 不要物・盗難防止について

- (1) 学校に不要物・マンガ・ゲーム・必要以上の現金・貴重品を持ってこない。
- (2) ヘッドホン・イヤホンは校舎内では使用しない。
- (3) 貴重品の自己管理を徹底する。

8 アルバイトについて

- (1) アルバイトを希望する場合は、学校生活に支障をきたさないとし、保護者等・担任と相談した上で「アルバイト届」を担任に提出する。ただし、1年生は学校生活に慣れるため、夏季休業が始まるまでは控える。
- (2) 「アルバイト誓約事項」(酒類を主に提供する飲食店・危険な作業や宿泊を伴う作業・20時以降の就労・考査一週間前・考査期間中は禁止)を厳守する。

9 交通安全について

- (1) 道路交通法を守る。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は「自転車通学届」を提出し、自転車の点検を受け、指定のステッカーを貼る。通学する際はヘルメットを着用するよう努め、自転車通学心得を厳守し、交通事故に注意する。
- (3) 3年生は、所定の手続により12月1日以降(進路決定者は10月1日～)に自動車学校への通学を許可する。
ただし、成績不振や出席不良、諸納金の滞納があった場合には自動車学校への通学は許可されない。
- (4) 二輪運転免許の取得はしない。

10 いじめ防止について

- (1) いじめはいかなる理由があっても絶対にしない。
- (2) いじめにつながるようなインターネットへの書き込みをしない。

11 薬物乱用防止について

- (1) 薬物の危険性について学習し、自ら近づかないようにする。
- (2) 飲酒・喫煙をしない。

12 その他

- (1) 校内の施設・備品を利用する際は丁寧に取り扱い、破損した場合はすみやかに担当教師または担任に申し出る。
- (2) 公共交通機関を利用する際は、本校生徒としての自覚を持ち、周囲に迷惑をかけない。
- (3) パチンコ店などの遊技場および酒類を主に提供する飲食店など、高校生としてふさわしくない場所には出入りしない。
- (4) カラオケボックスは保護者等の許可を得て利用する。
- (5) 遅くても21時までには帰宅する。原則、知人・友人宅への外泊は禁止する。